

令和3年度 指定管理者モニタリングレポート

(指定管理者の管理運営業務評価結果)

施設名	八尾市文化会館
所在地	八尾市光町二丁目40番地
所管課	魅力創造部文化・スポーツ振興課

指定管理者	名称 公益財団法人八尾市文化振興事業団 代表者 理事長 池尻 誠 住所 八尾市光町二丁目40番地
指定期間	令和3年4月1日 ~ 令和10年3月31日(7年間)

1. 利用者の平等利用の確保及びサービスの向上

○利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られたか	評価結果
<p>令和3年4月より大規模改修に伴い文化会館が休館期間となり、窓口については5月よりリノアス8階に仮事務所に移転して、改修後の貸館受付等の対応を行った。芸術文化事業については、館外アウトリーチ事業などを、協定書、事業計画書等に基づき確実に実施した。</p> <p>また、アウトリーチ事業の鑑賞者に対してアンケートを実施し、利用者からの意見・要望の把握を行った。</p> <p>【利用者アンケート（利用者の満足度等）】</p> <p>①調査の概要（調査対象、調査時期、調査方法、回答状況）</p> <ul style="list-style-type: none"> ・調査対象 事業鑑賞者 ・調査時期 令和3年7月31日～令和4年3月3日 ・調査方法 鑑賞者：主催事業の鑑賞者に配布し、鑑賞終了時に回収箱にて回答を得る。 ・回答状況 鑑賞者：158枚配布し、114枚回収（回収率：72.2%） <p>②アンケート結果の概要（利用者の満足度等）</p> <p>講座やイベント内容については87.7%の方が満足されている。また、「職員の対応のよさ」についての満足度は、鑑賞者からは88.6%と高い評価を受けている。</p>	S

2. 公の施設の効用発揮

○公の施設の効用を最大限に発揮されたか	評価結果
<p>大規模改修に伴って文化会館が休館期間となったが、芸術文化事業について、館外アウトリーチ事業を中心に実施し、多数のコンテンツ配信なども行った。また、改修後の施設の利用促進のため、ホームページやSNSで、利用者への情報提供を行うなどの取り組みを行った。</p> <p>また、芸術文化事業の実施にあたっては、文化庁の助成金等の活用により、第2次芸術文化振興プランの実現に向けて、学校や地域への館外アウトリーチ事業を充実させ、ICTやSNSを活用した催事も実施するなど、より多くの市民が芸術文化にふれることができる機会の提供に努めた。なお、新型コロナウイルス感染防止対策として、映像配信や内容面での配慮なども行い事業を実施した。</p>	A

3. 適切な維持管理及び管理経費の縮減

○公の施設の適切な維持及び管理が図られるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られたか	評価結果
<p>館外アウトリーチ事業における新型コロナウイルス感染防止対策については、スタッフの体調管理の徹底及び、鑑賞者への注意喚起、感染対策備品の活用や消毒作業の徹底等が適切に実施されている。</p> <p>また、月次のコスト管理により、人件費をはじめとする経費縮減に向けた取り組みも行われている。</p>	S

4. 団体の人員、資産その他の経営規模及び能力

○公の施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しているか	評価結果
<p>団体としての経営状況については、改修工事による休館のため、収益性は悪化したが、経営の安定性は確保されており、業務執行体制にも問題はない。</p> <p>職員の人材育成は熱心に行われており、専門知識に関する研修の実施をはじめ、職員の各所への講師としての派遣も行った。</p> <p>また、施設（仮事務所含む）の管理運営や事業の実施にあたっては、事業・収支計画に沿って、市とも緊密な連携を図りつつ実施した。</p>	S

5. その他施設の性質または目的に応じた基準

○その他市長が公の施設の性質又は目的に応じて別に定める基準を満たしたか	評価結果
<p>指定管理者として条例等の主な関連法令を把握し、それに沿った運営管理を行った。</p> <p>また、施設の休館に伴い、環境マネジメントシステム活動（KES ステップ1）については休止したが、「ペットボトルキャップ回収」、「グリーン購入」を継続して実施する等、積極的に環境保護活動を行った。</p>	S

【総合評価】

	評価の視点	得点率（評価） (a)	評価配点(b)	評価点(a × b)
1	利用者の平等利用の確保及びサービスの向上	96.3% (S)	30	28.9
2	公の施設の効用発揮	87.5% (A)	25	21.9
3	適切な維持管理及び管理経費の縮減	95.2% (S)	25	23.8
4	団体の人員、資産その他の経営規模及び能力	92.3% (S)	15	13.8
5	その他施設の性質または目的に応じた基準	93.8% (S)	5	4.7
合計			100	93.1

※得点率・評価配点・評価点については、原則として、小数点第2位を四捨五入しているため、端数の関係上、評価配点の合計及び評価点の算定結果等が表上の計算と整合しない場合がある。

総合評価	S
------	---

【モニタリング内容の総括】

文化会館は大規模改修工事に伴い、令和3年4月より休館となったが、工事施工業者に引き渡しが行われるまでの間で、休館中でも必要となる各種の施設整備の維持管理・保守点検等を行った。また、改修工事に関して、運営知識・ノウハウを、市からの求めに応じて提供するなど、施設・設備の維持管理業務として、適切で臨機応変な対応を行ったことは評価できる。

さまざまなサービスの向上に努めており、施設予約に関して近隣ホールより早い申請受付を開始するなど、利用者の視点に立った姿勢の表われであり評価できる。

各事業においては、新型コロナウイルス感染防止対策を講じながら、館外アウトリーチ事業を中心に、ICTやSNSを活用した催事など創意工夫をこらして実施可能な最善の方法で実施し、本市の芸術文化振興に寄与した。

令和3年度の決算状況については、改修工事により休館となっていたため、経常収益が減少したことで、収益性は悪化したが、経営の安定性は確保されていた。

<参考>

■ 評価基準表（得点率で判断）

S（90%以上）	業務推進に必要とする水準を満たすだけでなく、より高い水準での施設の管理運営が行われ、積極的な創意工夫や改善活動を主体的に行っている
A（80%以上 90%未満）	業務推進に必要とする水準を満たしていると判断できる
B（60%以上 80%未満）	業務推進に必要とする水準を十分に満たしていないと思われる
C（60%未満）	業務推進が不十分で、今後支障をきたす可能性があり、改善の検討が必要と思われる

■ 「総合評価」の評価基準

評価の視点ごとの得点率及び評価配点をもとに評価点を算出し、上記の評価基準表により評価を行う。

ただし、総合評価がSまたはAとなるためには、評価基準表に定める得点率の基準（S：90%以上、A：80%以上）を満たした上で、以下の要件も満たす必要がある。

総合評価がSとなる要件

5つの評価の視点の評価において、Sが3つ以上であること。

総合評価がAとなる要件

5つの評価の視点の評価において、SまたはAが3つ以上であり、かつ、Cがないこと。